

産業見本市会館サンフェスタ
COVID-19 感染拡大防止ガイドライン

2020年7月21日策定
2020年9月1日改訂
2021年4月1日改訂
2021年10月1日改訂
2022年1月1日改訂
2023年2月1日改訂



協同組合仙台卸商センター

産業見本市会館 サンフェスタ

産業見本市会館サンフェスタ

利用に際しての新型コロナウイルス感染症防止対策ガイドライン

本ガイドラインは、国・県のイベント開催制限の段階的緩和を踏まえ、当施設利用に際してのガイドラインを策定したものです。

感染防止対策は、主催者を含め参加者の皆様の安全・安心を確保するためのものであり、その必要性をご理解いただき、徹底に努めていただくようお願いします。

なお、本ガイドラインは、今後も最新状況、業界のガイドラインを反映しながら改訂いたします。

1. 本ガイドラインについて

- (1) 適用開始時期：令和5年2月1日（水）
- (2) 対象：産業見本市会館サンフェスタで開催されるすべての催事
- (3) 基本的な条件

- ① 収容人数を超えないこと
 - ※2ページの「2. 各施設の収容人員及び収容率」を参照
- ② 人と人との間隔は、最低1m空けること
- ③ 手洗い、手指消毒等の徹底
- ④ 咳エチケット、正しいマスク着用の徹底
- ⑤ 施設の換気と消毒の徹底
- ⑥ 発熱者・体調不良者の入場制限の徹底
- ⑦ 感染の疑いのある対象者が発見された場合の緊急連絡体制の構築

(4) 留意事項

- ① 催事開催に際して感染症対策が整わない場合は、中止又は延期を要請することがあります。
- ② 国・自治体から催事開催の制限又は施設利用の制限に関する要請があった場合は、予約済であっても催事開催の中止又は延期を要請することがあります（感染者発生時等）。また、それによって生じた損害については、当組合は一切の責任を負いません。

2. 各施設の収容人数及び収容率

貸出施設の収容人数の基準は下記の表のとおりです。尚、使用内容（展示物の量やレイアウト等）により収容人数は変動いたします。

原則、各会場の面積から展示物や什器等を設置した面積を差し引いた面積を「1.69」で除した数値を最大収容人数と考えます。

展示場名	面積	最大収容人数
1F全面	1,950㎡	1,150名
101	1,200㎡	710名
102	750㎡	440名
300	624㎡	360名
301	325㎡	190名
302	110㎡	60名
303	77㎡	40名
304	77㎡	40名
400	630㎡	370名
401	212㎡	120名
402	299㎡	170名
403	73㎡	40名

【重要】

展示会の上限人数（収容率または収容人数の適用となる定員）は、開催時間中に主催者が入館者及び退館者の数を常時管理できる仕組みをとっている場合は、最大同時入館者数（最大滞留者数）とし、そのような仕組みを取り入れていない展示会は1日の来場者総数とする。

また、人数上限については、ホールあたりの人数とし、複数ホールを使用する場合には各ホールの上限人数を合計したものとする。

3. 産業見本市会館が実施する感染予防対策

- ①主催者の感染予防対策における会場対応となる項目に協力する。
- ②収容人数を徹底する。

収容人数（最大同時入場者数または1日の来場者総数）を超えないよう主催者へ入退者の人数の管理の徹底を要請する。
- ③施設入口及び共用スペースにおけるアルコール消毒液の設置を行う。
- ④正しいマスクの着用および咳エチケット、手洗い、手指消毒の励行を呼びかける。
- ⑤空調設備による機械換気を常時行い、窓やシャッター等を開放する定期換気を徹底させる。
- ⑥衛生環境を維持する。
 - ・共用スペース（ベンチ、自動販売機のボタン部分、ロッカー、パンフレットラック、ドアノブ、電気スイッチ等）の手の触れる部分の定期的消毒・清掃をする。
 - ・トイレの定期的な清拭消毒・清掃を実施する。
 - ・トイレは蓋を閉めて汚物を流すよう表示する。
 - ・ハンドドライヤーの使用を停止する。
 - ・ペーパータオルを設置する。
 - ・便座クリーナーを設置する。
 - ・洗面台にアルコール消毒液を設置する。
 - ・ゴミの定期的回収を行う。
 - ・共用スペースでの食事を禁止する。
- ⑦貸出備品（テーブル・椅子等）は利用後に清拭消毒・清掃を行う。
- ⑧職員及び施設関係者の手洗い・手指消毒・健康状態の確認を徹底する。
- ⑨発熱者(37.5度以上)・体調不良者の入場防止のため、ロビー入口にサーモグラフィーカメラ（検温機）を配備する。また、各会場でも適宜検温作業をできるように非接触型体温計を配備する（無料貸出）。
- ⑩風通しの良い喫煙所のみ使用可能とする。壁面には混雑時の利用を避けるよう注意する等の貼り紙を貼付する。

4. 主催者に実施していただく感染予防対策

(1) 会場利用前（計画時）

①感染状況及び対策に関する的確な情報を把握する。

厚生労働省・宮城県・仙台市・業種別ガイドライン等を確認する。

また、展示会・イベント等を開催する場合は、宮城県から要請されている感染防止対策「チェックリスト」を作成し、主催者ホームページやSNS等で公表すること。

※詳細は、宮城県の『[イベント開催等における「感染防止安全計画」等について](#)』を参照

②延期又は中止を判断する基準・プロセスを定めておく。

③感染症対策の責任者及び組織、役割分担を明確に定め施設側と共有する。

感染の疑い発生時の対応手順や担当者、管轄保健所、感染相談センターの電話番号を運営マニュアル等に記載し、関係者に共有及び周知徹底を行う。

※新型コロナウイルス感染症に関する健康相談窓口（コールセンター）

宮城県・仙台市共通「受診・相談センター」

・受付時間：24時間

・電話番号：022-398-9211

④3密回避計画を立てる（ソーシャルディスタンス・換気・入場制限）

・展示ホール内の最低通路幅は、展示会の通路幅として多くの展示会で設定されている3mまたはそれ以上を推奨。会場側と調整することで、消防法を順守し、会場の使用面積、予定来場者数などの点から密にならないようなレイアウトプランを立案する。また来場者が密を避けることができるよう、抜け道や退避可能な広場を設置する等の工夫をし、人と人との間隔を十分保つ。

・飲食する為の場所や休憩所などにおいて、真正面での座席配置を避け、最低1mあける。

・出展者ブースの施工ルールは、高さ4mを超える構造や2階建て構造など現場で作業に負担のかかるデザインは極力避けるよう設定し、施工時間短縮と施工人員削減による安全な作業環境を確保する。

・受付やインフォメーション等における飛沫感染防止及び接触感染防止施工について、アクリル板などの設置またはそれに準ずる感染防止策を実施する。

⑤関係者（主催者及び出展者等）に対し、正しいマスク着用等の感染予防対策を行うようホームページ等により事前に周知・徹底する。

- ⑥来場者（お客様）に対し、以下の新型コロナウイルス対策を実施する旨を告知する。
- ・検温及び体調確認を実施し、37.5度以上の熱がある、風邪の症状がある、息苦しさや強いだるさ等の症状がある場合は参加自粛、入場を断ること。
 - ・正しいマスクの着用を義務づけること。
 - ・適宜、手洗い及び手指の消毒を実施すること。
- ⑦感染リスクのある付帯イベント（開会式、出展者パーティー・懇親会など）は感染状況を見ながら必要に応じて縮小、自粛または分散しての開催を検討する。
- ⑧会場内で飲食を提供する場合や食品関係の展示会などで出展者が試食を行うことが予想される場合には、本ガイドライン6ページの⑥に記載の感染防止策を講じると共に感染防止策を講じた場所以外での飲食を制限することを含め計画する。

(2) 会場利用期間中（設営・開催・撤去）

- ①発熱者（37.5度以上）・体調不良者の入場を防ぐ。
- ・関係者（主催者及び出展者等）の検温作業、健康チェックを徹底する。
 - ・会場内で発熱者・体調不良者が発見された時は、別室での隔離及び対応措置等を行う。
 - ・次に該当する場合などで来場者の入館を断る際には、感染相談センターの電話番号を記載した書面を渡すなどの対応を行う。
 - 1)入館時の検温で37.5度以上（37.5度未満の場合でも平熱・症状などを考慮し総合的に判断する）の発熱があることが分かった場合
 - 2)風邪の症状や息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ、軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある場合
- ②衛生環境を維持する
- ・変異種の拡大を踏まえて、共用スペース以外のセミナー会場、商談会場、ステージ会場等に適切にアルコール消毒液を設置する。また、搬入出時もアルコール消毒液を搬入出口などに設置し手洗いと手指消毒を励行する。
 - ・全参加者に対して正しいマスク着用を原則義務化し、目視確認による未着用者及び正しく着用していない参加者に正しいマスク着用依頼を実施する。また、主催者にて予備のマスクを準備する。
 - ・飲食中以外は、正しいマスク着用を徹底する。
 - ・接触感染防止のため、会場内や出展品等の頻繁な消毒作業を行う。
 - ・会場内で使用する貸出備品は利用期間中に適宜清拭消毒を行う。
 - ・参加者へ手洗い、手指消毒励行等を館内放送や看板等で告知する。
 - ・自社ブースで出たゴミは極力持ち帰るよう手配する。

- ・登壇者が使用するマイクや共用するパソコンやポインター等の備品は毎回消毒を行うよう徹底する。

③密閉を避ける

- ・会場内は定期的な換気（場所、方法、頻度）を行う。2か所以上を開放し、1時間に2回5分以上換気を行う。また、搬入出時は原則として常時扉を開放する。
- ・セミナーなどは、ドアの開放、オープンスペースでの実施による密閉防止策と換気、中継会場など来場者を分散させるなどの工夫に努める。

④密集させない

- ・混雑状況を常に監視し、利用人数の基準を守るとともに、その範囲内であってもソーシャルディスタンスを確保できないと思われる場合は入場制限を実施する。
- ・休憩スペースや各ブース内も同様に密にならないよう配慮する。
- ・セミナー・シンポジウム・式典等は登壇者と聴講最前列の距離は飛沫到達距離である2m程度空け、演台に飛沫防止シールドを設置し、登壇者も正しくマスクを着用した上で講演することを推奨する。

⑤密接させない

- ・対面距離や座席の配置を工夫する。ブース内も同様とする。
- ・受付や商談テーブルなど、参加者同士が対面する場にはアクリル板等の透明なパーテーションを置く等飛沫防止対策を行う。
- ・入場料等の形で来場者に課金する場合は、当日検温等の結果、入場を断る場合の返金規定を明示することにより、有症状者の入場を防止する措置を講じることを推奨。

⑥飲食を伴う場合に行うべき対策

- ・展示会が開催されている同一空間に飲食ブースを設けることは極力避け、できる限り別室を用意することを推奨。別室の確保が難しい場合は、展示会エリアと飲食ブースを仕切る壁（パーテーションなど）を設けるなど、展示会エリアと飲食ブースが明らかに分かれるように準備段階から検討する。
- ・主催者が会場内に飲食ブースを用意する場合、利用者が対面にならないような席の配置やテーブル上に区切りのパーテーション（アクリル板等）を設ける等工夫する。その際、正面及び左右においても区切りを設置することを推奨する。
- ・利用者同士の間隔が最低1m程度開けるよう配慮して配置する。
- ・テーブルや椅子等は適宜消毒する。
- ・販売スタッフのマスク等の着用と頻繁な手洗い・手指消毒の実施を徹底する。

- ・食器は可能な限り使い捨てのものを利用し、お盆やトレイを再利用する場合には、洗浄または消毒を実施する。
- ・食品関係等の展示会で試食などを行う場合は、試食担当者はマスクと手袋を着用し、食器は使い捨てのものを利用し、ゴミは袋を必ず密閉した上で廃棄する。
また、試食時に来場者はマスクをはずすことになるため、試食担当者は飛沫感染を防ぐためフェイスシールドの着用を推奨する。
- ・来場者に試食中以外は、マスクを着用してから会話をするように徹底する。
- ・展示場内で飲食の為の感染防止策を講じたエリア以外で飲食しないよう掲示物などで注意喚起を行う。
- ・来場者に対してお茶菓子などの飲食物を提供することは極力控える。飲料を提供する場合はフタ付き紙コップ等かペットボトルなどで提供し、アクリル板などの遮蔽物を設置した商談テーブルで提供することを徹底する。ゴミは主催者または会場と調整し、プラスチック製袋などに入れた上で必ず密閉し清掃会社に依頼し廃棄または主催者指定の場所に廃棄する。自社スタッフが主催者控室等で飲食をする場合も同様とする。

⑦来場者に促すべき対策

- ・当日の検温と体調の確認を来場前に行うように促し、発熱や体調不良があれば来場を自粛させる。
- ・会場では正しいマスク着用と頻繁な手洗い・手指消毒を実施し、密になり得る状況での長時間の商談は避ける。
※夏期については、厚生労働省の「熱中症予防行動のポイント」を参照すること。
- ・会場では大声で話すことは避け、出展者とも最低1mを目安に間隔を確保するように努める。
- ・商談や訪問したブースについては可能なかぎり日時・相手先担当者等について記録することを推奨する。

5. おわりに

本ガイドラインの他、催事の内容に応じてそれぞれの業種別ガイドラインに沿った対策を講じる。

国・自治体から催事開催の制限又は施設利用の制限に関する要請があった場合は、予約済であっても催事開催の中止又は延期を要請することがあります（感染者発生時等）。

付記

本ガイドラインは、一般社団法人日本展示会協会が策定した「展示会業界におけるCOVID-19感染拡大予防ガイドライン」を準用して策定しました。